

改正

平成24年6月1日告示第168号  
平成25年3月31日告示第102号  
平成26年4月1日告示第102号  
平成26年9月30日告示第264号  
平成27年3月31日告示第120号  
平成28年3月31日告示第118号  
平成29年3月31日告示第141号  
平成30年3月30日告示第121号

石巻市中小企業復旧支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により甚大な被害を受けた中小企業者の市内における事業の再開を支援し地域の総合的な復旧・復興を図るため、被災した施設及び設備の復旧を行う当該中小企業者に対し、予算の範囲内で交付する石巻市中小企業復旧支援事業補助金（以下「補助金」という。）について、石巻市補助金等の交付に関する規則（平成17年石巻市規則第47号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設 店舗、事務所、作業場、原材料置場、その他前条に規定する補助金交付の趣旨の範囲内で必要と認められる施設であって、補助事業者の資産として計上するものをいう。
- (2) 設備 事業の再開に供する設備であって、補助事業者の資産として計上するものをいう。ただし、他の事業者に貸与することを目的とするものは除く。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる全てを満たす者のほか、市長が必要と認める者とする。

- (1) 市内で事業を営んでいる中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げるものをいう。ただし、個人事業者にあつては東日本大震災時に市内に居住していたものに限る。）で、別表に定める鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食業、運輸業、製造業又はサービス業を営むもの
- (2) 施設が全壊又はそれに準ずる大規模な被害を受け、事業を継続することが困難である者

- (3) 施設及び設備を復旧して市内で事業を再開又は継続する者で、かつ、当該復旧に要する経費が20万円以上である者
  - (4) 市税及び国民健康保険税を完納しており、かつ、事業内容が堅実な事業者
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができないものとする。
- (1) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が整備する仮施設に入居する者
  - (2) 国・県が実施する中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業その他国、県、市等が実施する東日本大震災における施設設備関連の復旧等に係る補助金を受けている者
  - (3) 補助金の申請日時点において、石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱(平成17年石巻市告示第180号)第2条第1項に規定する指名停止又は同要綱第12条第1項から第3項までに規定する指名回避を受けている者
  - (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。
  - (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。
  - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団に該当する者
- (補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げる経費とする。

- (1) 被災した施設の修復、建替に要する経費(住宅と施設が一体となっている場合は、施設に要する経費に限る。)
  - (2) 被災した設備の修繕又は入替に要する経費
  - (3) その他市長が必要と認める経費
- 2 東日本大震災発生以降で交付決定前に行われた事業に要する経費について、書類や写真等による確認が可能であって、適正と認められる場合は、補助金の交付対象とすることができるものとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内に相当する額とし、100万円を限度とする。

2 補助金の交付は、1事業者につき1施設に係るもののみとする。

(交付の申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、石巻市中小企業復旧支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、東日本大震災により甚大な被害を受けたため、添付できない書類については、理由書をもって代えることができるものとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
  - (2) 施設の被災状況が確認できる書類及び写真
  - (3) 施設及び設備の復旧に要する経費の内訳が確認できる書類（見積書、売買契約書、工事委託契約書の写し等）
  - (4) 住宅と施設が一体となっている場合には、全体の延べ床面積に対する施設部分の延べ床面積の割合が確認できる書類（平面図等）
  - (5) 施設の位置図
  - (6) 法人登記事項証明書（全部事項・現在事項）。個人事業主の場合は、住民票抄本
  - (7) 市税を完納していることを証明できる書類
  - (8) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、石巻市中小企業復旧支援事業補助金可否決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（計画変更）

第7条 石巻市中小企業復旧支援事業補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業の計画を変更しようとするときは、石巻市中小企業復旧支援事業補助金計画変更申請書（様式第4号）に、計画変更後の施設及び設備の復旧に要する経費の内訳が確認できる書類（見積書、売買契約書、工事委託契約書の写し等）を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助事業に要する経費の30パーセント以内の減少の変更である場合
  - (2) 補助事業に要する経費の配分で、区分相互間の50パーセント以内の変更である場合
  - (3) その他事業の細部を変更する場合
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、変更の可否を決定し、石巻市中小企業復旧支援事業補助金計画変更可否決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 交付決定者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、石巻市中小企業復旧支援事業補助金交付申請取下げ届出書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、石巻市中小企業復旧支援事業補助金実績報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添付して速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 経費積算明細書（様式第8号）
- (2) 補助事業の実施が確認できる書類（売買契約書、工事委託契約書の写し等）及び写真（実施前及び実施後の状況の詳細が分かるもの）

(3) 補助事業の実施に伴う支出が確認できる書類（領収書の写し等）

(4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による報告書の提出を受けたときは、その内容及び関係書類を審査の上、補助金の額を確定し、石巻市中小企業復旧支援事業補助金確定通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 補助金は、前条に規定する補助金の額の決定後に交付するものとする。

2 前条の規定による確定通知を受けた者は、石巻市中小企業復旧支援事業補助金請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第12条 市長は、補助対象者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 規則第10条及び第17条の規定に該当するとき。

(2) 詐欺その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は交付を受けたとき。

(3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は返還を命ずるときは、石巻市中小企業復旧支援事業補助金取消・返還通知書（様式第11号）により交付決定者に通知するものとする。

（報告及び調査）

第13条 市長は、補助金の交付対象の適正を期するため、この要綱の施行に必要な限度において、交付決定者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は職員をしてその施設に立ち入らせ、関係書類等を調査させることができる。

（関係書類の保管）

第14条 交付決定者は、補助事業に係る関係書類を事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管することとし、市長から補助金の交付の事務処理上請求があったときは、速やかに必要な書類を提出しなければならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成24年2月20日から施行する。

（失効）

2 この告示は、平成31年5月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成24年6月1日告示第168号）

この告示は、平成24年6月1日から施行し、改正後の石巻市中小企業復旧支援事業補助金交付要綱の規定は、東日本大震災発生以降に行われた補助対象事業について適用する。

附 則（平成25年 3 月31日告示第102号）

この告示は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 4 月 1 日告示第102号）

この告示は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 9 月30日告示第264号）

この告示は、平成26年10月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月31日告示第120号）

この告示は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月31日告示第118号）

この告示は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 3 月31日告示第141号）

この告示は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月30日告示第121号）

この告示は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

| 業種           | 日本標準産業分類（第12回改訂）に基づく分類  |
|--------------|---|
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | [大分類C 鉱業、採石業、砂利採取業] に属する全ての分類   |
| 建設業          | [大分類D 建設業] に属する全ての分類  |
| 卸売業、小売業      | [大分類I 卸売業、小売業] に属する全ての分類  |
| 宿泊業、飲食業      | [大分類M 宿泊業、飲食サービス業] に属する全ての分類  |
| 運輸業          | [大分類H 運輸業、郵便業] に属する全ての分類  |
| 製造業          | [大分類E 製造業] に属する全ての分類  |
| サービス業        | [大分類G 情報通信業] に属する全ての分類  |
|              | [大分類J 金融業、保険業] のうち次の分類<br>小分類674 保険媒介代理業<br>小分類675 保険サービス業  |
|              | [大分類K 不動産業、物品賃貸業] に属する全ての分類   |
|              | [大分類L 学術研究、専門・技術サービス業] に属する全ての分類  |
|              | [大分類N 生活関連サービス業、娯楽業] のうち次の分類<br>中分類78 洗濯・理容・美容・浴場業<br>中分類79 その他の生活関連サービス業<br>小分類801 映画館<br>小分類802 興行場、興行団<br>小分類804 スポーツ施設提供業<br>小分類806 遊戯場 |

|  |  |
|--|--|
|  | 小分類809 その他の娯楽場   |
|  | [大分類O 教育、学習支援業]のうち次の分類<br>小分類823 学習塾<br>小分類824 教養・技能教授業<br>小分類829 その他に分類されない教育、学習支援業   |
|  | [大分類P 医療、福祉]に属する全ての分類  |
|  | [大分類R サービス業（他に分類されないもの）]のうち次の分類<br>中分類88 廃棄物処理業<br>中分類89 自動車整備業<br>中分類90 機械等修理業<br>中分類91 職業紹介・労働者派遣業<br>中分類92 その他の事業サービス業<br>中分類95 その他のサービス業 |

備考 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定による規制（同法第33条第1項の規定による深夜における酒類提供飲食店営業を除く。）の対象となる業種は除く。

様式第1号（第6条関係）

様式第2号（第6条関係）

様式第3号（第6条関係）

様式第4号（第7条関係）

様式第5号（第7条関係）

様式第6号（第8条関係）

様式第7号（第9条関係）

様式第8号（第9条関係）

様式第9号（第10条関係）

様式第10号（第11条関係）

様式第11号（第12条関係）